

(この手紙の正文は英語版です。この日本語訳は参考として用意したものです。)

親愛なる坂本様

2005年11月17日

**2005年11月11日の貴方の手紙に対する返信を英語で書くことをご容赦ください。明確にするために、以下のように貴方の手紙の英訳文に挿入する形で返事を書きます。これによってこのコミュニケーションがより効果的になることを望みます。**

10月21日付の書状で、貴PTAと当審議会は、それぞれの組織の代表者を通じて連絡・協議を続けたいこと、したがって保護者各位のご要望・ご意見は代表者であるPTA会長にて取りまとめていただくようお願い致しました。

**10月28日の貴方への返信ですすでに述べたように、コミュニケーションはオープンで審議会の命令によって締め付けられるべきではない、というのがPTAの立場です。**

もちろん、PTAのなかには審議会の売却・リースバック案を引き続き承服されていない方も少なくないことはよく承知しておりますが、審議会としても、本年3月、5月、9月と保護者の皆様に対する説明会を開催し、できる限り意を尽くしたご説明を重ね、ご意見・ご要望を伺う機会も設けてまいりました。

**3度の説明会は、すでに審議会が、保護者の意見をまったく取り入れず保護者に対して秘密裏に進められた計画に着手した後に行われました。審議会による集中的な説明会を含むこれらの会議の後でも、保護者たちは圧倒的な反対票を貴方の計画に投じました。これの意味するところは計画が悪いということです。一方、貴方がさらに説明会を実施しても、より多くの保護者が貴方の計画を受け入れるということは意味しません。**

こうした手順を踏まえ、PTAのご提案・ご要望を含めたあらゆる要素を総合的に検討した結果、9月23日の理事会で、WFHAとの売却・リースバック案が現状考え得る最善の策であることを再確認し、契約の早期締結に向け同校との交渉を進めるべしとの結論に至ったことは、既にご報告のとおりです。

**PTAタスクフォースは、9月23日の理事会の出席者と話し、理事たちはすべての要素を考慮していたわけではなかっただけでなく、貴方がPTAの賃貸計画を理事の審議にかけることさえしていなかったという言質を得ています。会議の後の理事たちへの電話によって、何人かの理事たちが9月23日の投票の時点では、PTAの賃貸計画をまったく知らなかったことも確認されています。それゆえ、他のいかなる解決策も正直に審議されなかったわけですから、審議会案が最良の解決策であるという主張は信用できません。理事会議事録でこれは確認できます。**

ご存知のように、私たちは、大変客観的な審議会理事から、審議会が9月23日の投票で学校売却をさらに推し進めるための論拠とした主要な二つの理由が、学校にとって何が一番大切かという議論からはまったくかけ離れたものであったという、強い確認を得ています。

加えて、この理事会では、9月28日付の保護者の皆様宛の書状でご報告申し上げているとおり、「説明会などを通じて寄せられた保護者の不安・要望事項は、将来のキャンパス共用に関連するものに限定せず、誠意をもって検討し、妥当・可能と判断されるものは速やかに実現を図っていく」こと、「審議会とPTA・保護者、学校関係者との相互理解・協力、コミュニケーション改善に向け処施策を講じる」ことも決定しています。

**保護者の関心に注意を払うべき時は今です。学校が売却された後に「試みる」のでは意味がないばかりではなく誠実でもありません。**

**もし審議会が学校売却を再考するつもりがあるならば、PTAは喜んで理事会に彼らの解決策を提示するでしょう。私たちの解決策は正しく、将来を約束します。そして審議会が同意するならば、父母たちは喜んで彼らの解決策を成功させ実行させるための責任を取るでしょう。**

そうしたなかで、11月2日、「PTA拡大タスクフォース」から保護者の皆様に宛て、「審議会理事に辞任を要求するための投票のお願い」と題する書状が突然配布され、それに基づいて実際に投票も行われるという誠に残念な事態が起こっております。タスクフォース書状の内容は、会長の私および桜井・村瀬両理事の3名の辞任を求めるもので、理由として3名それぞれのこれまでの言動・立場などが相当具体的に書かれています。

PTAのなかでどういう議論が行われ、「PTA拡大タスクフォース」がなぜ突然こうした極端な行動に出られたのか、審議会としては誠に理解に苦しむものであります。また、理由として述べられている内容にも、曲解、憶測、誤った事実認識に基づく特定個人への中傷が少なからず含まれており、さらに、関連の理事に事実誤認等につき何ら訂正、反論等の機会を与えることなく、一方的に多数の保護者の皆様にタスクフォース書状を直接送りつける等、内容および手続きの両面において極めて不適切なものであると思われま。

**審議会会長として、貴方の決定はまったく秘密裏になされ、それを父母たちに押し付けました。父母たちへの情報の提供を拒否してきたことを示す貴方の記録は大変明瞭です。最近の一例：貴方は審議会管理者のひとりをごをクビにし、その解雇を正当化するものとして彼に、彼がPTA会員と話していたことを示す電話の請求書を見せました。**

**学校売却という極端なアクションを起こす前に貴方が保護者をあなたの決定作業に加えるまで、保護者がよすがとするものは何もありません。すべてのドアは彼らの前でふさがれています。貴方はそのすべての鍵を持っている。私は貴方がその事実をはっきりと理解していると考えます。**

理事に関する指摘の中で特に不適切な内容と思われる記述について、以下のとおり、教育審議会としてとりあえずのコメントを申し上げます。

#### ①坂本へのご指摘

教育審議会会長を務めさせていただいている私について、タスクフォース書状では、私が、「三つの約束を反故に」したとのご意見が述べられています。ポイントのみ申し上げます。私としては、放火事件の扱い、校長先生のご意見の尊重、およびPTAの具体的な提案の検討等それらのいずれの点においても、これまで皆様に申し述べてきた趣旨を踏まえ、誠心誠意首尾一貫した対応をさせていただいているものと確信しております。

ます。タスクフォース書状では、更に、私が「二つの影響力の大きな嘘」をついたとのご意見も述べられています。そのようなご意見を裏付けるような事実はありません。

私は貴方が虚偽の事実に基づいて非難されて欲しくないのです。それぞれのケースについてコメントすることにします。特に以下に述べるのは貴方が保護者の前で行ったにもかかわらず破った約束です：

1. 2005年2月22日に貴方が全保護者に宛てた手紙の中で、貴方は放火事件が完全に解決するまで、学校売却は凍結すると約束しました。
2. 2005年5月29日のPTAへの説明会を含むいろいろな場で、貴方は学校長が売却に反対する間は学校を売却しないと約束しました。
3. 2005年9月のPTAへの2回の説明会で、貴方は、学校を売却しなくてすむ具体的なPTA案が提示され、それが赤字解消を目指しているものであれば、審議会案の代替案として誠実に考慮すると約束しました。

私はこれらの約束の確認を受け取っています。もし貴方がこれに対する反証をお持ちならば私に見せてください。

以下は貴方がついた二つの嘘です：

1. 貴方は9月9日の手紙の中で、学校長が売却を支持していると誤解を招くような記述をしました。これは9月13日の登喜先生の手紙で確認されています。
2. 貴方は9月23日の理事会で、ほとんどの保護者は売却の理由を理解していると告げました。この発言の裏づけを私たちは持っています。

もし貴方がこれらの主張に矛盾する証拠をお持ちならば、私に見せてください。

私の発言を一方的な立場から曲解し、私の名誉を傷つけるような意見を「PTA拡大タスクフォース」の名前で述べられたことは、PTA会員の皆様と私との間の信頼関係をいたずらに損ねるものであり、きわめて遺憾、かつ、残念に思います。

私はこれらの出所を確認しています。先入観があるならば私に知らせてください。

このようになされたダメージを認めた上で、信頼関係をそれでも持たなければならない点に気づいてください。(貴方の)辞任要求の投票結果は121票が辞任を要求し、19票が留任を支持しました。残念ながら、これが貴方の現在ありのままの状況なのです。そしてこの状況は貴方が作り出し、貴方だけがこれを改善できるのです。

## ②桜井理事へのご指摘

同理事は5月29日の審議会主催保護者向説明会で差別的言動は控えるように、という趣旨の発言はしましたが、Greenwich Time紙で引用されたような「多くの日本人学校の父母がユダヤ人差別から校舎売却に反対している」という発言はしておりません。また、同説明会で桜井理事が話した内容について、桜井理事ご自身が相手校及びGreenwich Time紙には一切話した事ありません。桜井理事を含む教育審議会のメンバーは相手が日本人であれ、ユダヤ人であれ、いかなる人種・民族に対しても差別ばあってはならないし、それがも

しあれば、排除すべきだと強く信じています。

**ベス先生の手紙は、断固として、差別などないことを述べています。**

更に、タスクフォース書状には、同理事自身が社長を務める会社が、本学校売却を通じて利益を得るような記載があります。ビジネスの分野において、WFHAの交渉窓口の方が所属する会社と桜井理事が所属する会社との間にいかなる関係があろうとも、ニューヨーク日本人学校の問題とは一切関係ありません。・同理事はニューヨーク日本人学校の案件について、審議会の利益よりも会社の利益を優先するような行為をする方ではありません。

**三菱と Sempra の間にビジネス上の関係があるという事実から、桜井氏は、Sempra 役員の利益となるようないかなる案件に対しても投票すべきではありません。広く認知された理事会の管理規範が、この主張を支持しています。**

### ③村瀬理事へのご指摘

タスクフォース書状には、同理事：の所属する弁護士事務所の利益と教育審議会の利益相反するような記述がありますが、同理事は長年にわたって審議会顧問弁護士として、議会在が抱える問題に真摯に献身的に対応して下さっており、同理事ご自身より法律関係につきご助言を頂く場合は常にボランティアとして無報酬でお願いしております。また、「審議会内で起こった全ての法律問題、訴訟問題」を同理事が所属する事務所が独占的に取り扱っているとの記述も、事実と反するものです。これまで教育審議会が直面した法律問題については、案件に応じて他の弁護士事務所に依頼することもあれば、村瀬理事が所属する事務所の弁護士にお願いする事もあります。村瀬理事が所属する事務所の弁護士に依頼する場合でも当然のことながら他事務所同様、妥当かつ公正な弁護士料をお支払いするようにしております。いずれにせよ、教育審議会の法律問題につき、どの弁護士事務所からリーガルサービスの提供を受けるべきかについては、案件ごとに、審議会として最善の利益が確保されるべく決定を行っているもので、村瀬理事が利益相反の立場にあるとのご指摘は当たらないものと考えます。

**広く認知された理事会の管理規範によると、村瀬氏は、彼の経営する法律事務所の利益となるかもしれない案件に対しては投票すべきではありません。貴方は村瀬氏の事務所が審議会から支払いを受けていることを認めているわけですから、貴方はここに明らかな利益相反を見て取れるでしょう。管理規範は、このような明らかな相反を除くことを要求しています。**

桜井理事、村瀬理事についての利益相反に関する記識は特定個人のみならず、同個人が所属する組織の名誉にもかかわることであり、憶測、誤った事実認識に基づく一方的な見解を「PTA拡大タスクフォース」の名において、PTA会員の皆様に書状を送付したことは、特に不適切と考えます。

**私はいかなる憶測もしていません。Sempra と三菱の関係は記録されている事実です。同様に村瀬氏の法律事務所にお金が支払われているのも事実です。**

今回の「PTA拡大タスクフォース」の行動は、相互理解・協力、コミュニケーション改善への努力をないがしろにするものであり、審議会はこれを極めて遺憾な事態と受け止めます。また、このような誹謗中傷を含

む手紙を、封筒にも入れず、先生を介して、生徒・児童の目に触れる可能性が有る方法で配布されたことは、教育上の観点から、また常識的に考えて全く不適切な行為といわざるを得ず、良識ある保護者の皆様としても、こうした配布方法に違和感を覚えた方も少なくないのではないかと存じます。本件が貴PTA会長の了解の下に行われているのであれば言うに及ばず、仮に貴会長の意思にかかわらずこのような事態が起きているのであれば、貴会長のご指導により、こうした事実誤認や憶測に基づく一方的な個人攻撃、誹謗・中傷は差し止めていただくよう強くお願い致します。

**このコミュニケーションが管理されるべき手法についての貴方の見解を受け入れます。コミュニケーションは封書に入れ、保護者に宛てられるべきものでした。この深刻な手落ちについて私は謝罪し、今後このようなことが起こらないようにする方法をとるようにするつもりです。**

PTA会員の皆様ご承知のとおり、審議会では、財政改善への抜本策として、他の複数の案とも比較のうえ、この売却・リースバック案に2003年秋以降2年以上にわたる時間と議論を重ね、慎重・周到に検討・準備を進めてまいりました。当然のことながら、要所要所では審議会理事会への報告・承認、PTA・学校関係者などへのご連絡・ご相談などの手順を踏みつつ進めてきたものであり、会長の独断・専行で事を運んだことは一切ありません。

PTA 会員が繰り返し行った投票の結果が示すように、明らかに彼らは貴方がおっしゃるようなことは承知していません。ここにあるのは単に、あまりにわずかな事項をあまりに少ない人数で行ったという不十分な協議があったことを示すたくさんの証拠だけです。多くの代替解決策が無視され、GJS における将来の財政問題がたびたび誇張されてきました。ここには単に、こうした事実を示す多くの文書ととても多くの目撃者がいるだけです。プロセスの分岐点であなたが PTA の意向を確かめたという証拠はまったくありません。それに対して、貴方が秘密裏に計画を強行しようとしたことを示す証拠があります。

また、各理事は、個人の立場で一種のボランティア活動として、純粋に学校経営、日本の将来を担う人材の育成のために尽力しているものであり、所属する会社や事業の利益のために審議会を利用するなどの事実は、過去にも、今後も全くあり得ないと断言します。

これは PTA が指摘しようとした点ではないと私は思います。保護者から会見を求められた審議会理事が述べた以下の言葉が、理事会が機能不全に陥っていることを示す明確な理由となっています：

「理事たちは審議会の指示に従わなくてはいけないということをご理解下さい。もし個々の理事が父母と話をすれば、理事たちが独立した意見を持つようになってしまうでしょう。これは審議会が望むことではないのです。」

また、本書簡は、審議会会長（坂本）名で発信致しますが、このような形で PTA 会長宛に申し入れを行うこと、並びにここに記載した内容に関しては、審議会副会長全員を含む執行役員と予め相談し承認を得ていること、つまり審議会執行役員の総意であることを、念のため申し添えます。

受理します。（同様に）貴方も、父母の電話を受けてくれたひとりの審議会理事が言われた以下の言葉を受理してください：

「あなたと話してみて、PTAの全員が狂っているわけではないことを理解しました。」

私自身理事たちと電話で話してみて、同様な感想を聞きました。もし貴方の売却計画が本当に最善のものならば、貴方は、審議会が父母たちをさげすむような態度を取るようには教化する必要などないはずで

貴方はPTA会員の投票結果を受理すべきです。審議会理事たちと違って、PTAの保護者たちは個人として自らが最善と考える判断に基づいて自由に投票しています。このため投票結果は、つねに賛成反対の両方を含むものとなっています。審議会の投票ではこのようなことは起こっていません。もうひとつご理解いただきたいのは、PTAは父母と理事たちのあいだの直接対話を禁止してこなかったという事実です。

保護者と子供たちは審議会の受益者です。坂本さん、貴方は貴方が信託を受けているこの厳粛な責任を、貴方の受益者たちに反対する形で遂行することはできないのです。

売却をやめ、貴方と一緒にすべての審議会の問題を解決しましょうと、父母たちに声をかけてください。

敬具。

ニューヨーク日本人学校 PTA 会長  
Emil F Jachmann

CC: 全保護者